

「市民参加条例（素案）」について

◇意見募集の実施

茅ヶ崎市では、市民参加（市民が条例の制定、改廃、運用若しくは評価又は政策の策定、改廃、実施若しくは評価の過程に参加すること）に関する基本的なルールを定める「市民参加条例」の制定作業を進めています。

このたび、条例の素案がまとまりましたので、みなさまからのご意見を募集し、いただいたご意見に対する市の考え方を明らかにするとともに、ご意見を考慮した条例制定作業を進めてまいります。

◇制定の背景・目的

平成22年に施行された茅ヶ崎市自治基本条例の第16条において、市民参加に関する基本的な事項が規定されました。その中で「市民参加に関し必要な事項は、別に条例で定める」と規定が設けられています。

市民参加条例は、この自治基本条例の規定を受けて市民参加に関し必要な事項を条例として定めていくものです。

◇条例制定の概要

市ではこれまで、市民参加の仕組みとして「茅ヶ崎市市民参加推進のための基本方針」を設け、市民参加による事業の推進を図ってきました。

市民参加条例の策定にあたっては、この「基本方針」を基礎としてワークショップを行い、その中で課題等を検証して市民参加条例の「基本的な枠組み」をつくりました。

そしてその後、この「基本的な枠組み」に対して市民のみなさまと市職員で検討を重ね、「骨子案」を策定しました。

さらに意見交換会を開催し、「骨子案」を基に市民のみなさまとの議論を深め、それを踏まえて条例素案をまとめてきたものです。

この条例が制定されることにより、次の点が変わります。

1. 市民が行政（執行機関）に政策の提案をすることができるようになります。（第11条）
2. 市民から意見交換会などの市民参加の方法の実施を行政（執行機関）に求めることができるようになります。（第9条第3項）
3. 行政手続法に基づく意見公募手続（パブリックコメント手続）について、この条例に規定を整備します。（第10条第1項第3号）
4. これまで基本方針に基づいて実施してきたパブリックコメント手続その他の方法を、条例という法形式で明確に位置付けます。（第8条）

茅ヶ崎市市民参加条例（素案）

（目的）

第1条 この条例は、茅ヶ崎市自治基本条例（平成21年茅ヶ崎市条例第35号）の目的及び自治の基本理念に基づき、同条例第16条第5項の規定により市民参加に関し必要な事項を定めることにより、市政への市民の意見の反映を推進し、もって市民による自治の確立を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、茅ヶ崎市自治基本条例において使用する用語の例による。

（基本原則）

第3条 市民参加は、市民の意見が市政に反映されることを基本として行われるものとする。

- 2 市民参加は、市民と市の良好な信頼関係に基づいて行われるものとする。
- 3 市民参加は、市民と市が情報を共有することにより行われるものとする。

（市の責務）

第4条 市は、市民参加の推進を図るための環境の整備に努めるとともに、市政に関する情報を積極的に市民に提供し、主体的な市民参加を促進するものとする。

- 2 市は、市民参加の促進に関し必要な調査研究に努めるものとする。

（市民の権利）

第5条 市民は、市に対し、市民参加の機会の提供を求めることができる。

（市民参加の対象）

第6条 市民参加の対象は、市政全般とする。

（市民参加の時期）

第7条 市は、条例の制定、改廃、運用若しくは評価又は政策の策定、改廃、実施若しくは評価のいずれの過程においても、市民参加を推進するものとする。

（市民参加の方法）

第8条 市民参加の方法は、次のとおりとする。

- (1) 意見交換会等（特定の問題に関し成果を得ることを目的として行う、意見交換会、公開討論会、シンポジウム、説明会、その他の集会を開催する方法をいう。以下同じ。）
- (2) アンケート（一定の様式に基づき記載された書面又は入力された電子データを収集することにより特定の問題に関する多数の市民の意見、意向等を調査する方法をいう。以下同じ。）

- (3) ヒアリング（直接聴き取ることにより特定の問題に関する市民の意見、意向等を調査する方法をいう。以下同じ。）
- (4) パブリックコメント手続（市長等が条例、政策、規則等に係る重要な意思決定をするに当たり広く市民に意見、提案等を求め、それに対する市長等の考え方を公表する一連の手続による方法をいう。以下同じ。）
- (5) 政策提案（一定の人数の市民が規則その他の規程で定めるところにより市長等に政策の案を提出する方法をいう。以下同じ。）
- (6) 審議会等への参加（審議会その他の附属機関又はこれに類するもの（以下「審議会等」という。）に委員として市民が参加する方法をいう。以下同じ。）
- (7) その他市長等が適当と認める方法

（意見交換会等、アンケート、ヒアリング等）

第9条 市長等は、条例の制定、改廃、運用若しくは評価又は政策の策定、改廃、実施若しくは評価の過程において、次に掲げる市民参加の方法のうち、適切かつ効果的であると認められる方法により市民の意見、提案等を求めるよう努めなければならない。

- (1) 意見交換会等
- (2) アンケート
- (3) ヒアリング
- (4) その他市長等が適当と認める方法

2 前項の場合においては、市長等は、必要に応じ複数の方法を実施するよう努めるものとする。

3 市民は、特定の問題に関し、市長等に対し、第1項各号に掲げる市民参加の方法の実施を求めることができる。

（パブリックコメント手続）

第10条 市長等は、次に掲げる行為をしようとするときは、パブリックコメント手続を実施しなければならない。

- (1) 市の基本的な政策を定める計画、施策の基本方針又は基本的な事項に関する計画、指針等の策定又は改廃
- (2) 次に掲げる条例の制定又は改廃に係る案の策定
 - ア 市の基本的な制度を定める条例
 - イ 市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例
 - ウ 市民に義務を課し、又は権利を制限する条例
- (3) 次に掲げるものの制定
 - ア 規則
 - イ 審査基準（申請により求められた許認可等をするかどうかをその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。）
 - ウ 処分基準（不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。）
 - エ 行政指導指針（同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に

対し行政指導をしようとするときにこれらの行政指導に共通してその内容となるべき事項をいう。)

- 2 前項に規定するもののほか、市長等は、必要があると認めるときは、パブリックコメント手続を実施することができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、パブリックコメント手続を実施しない。
 - (1) 意見聴取の手続が法令等により定められているとき。
 - (2) 市の裁量の余地がないと認められるとき。
 - (3) 地方税及び保険料の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料その他の金銭の徴収に関するもの(新たに地方税の税目を起こす場合に係るものを除く。)であるとき。
 - (4) 第1項第3号に規定する場合で制定しようとするものが次のいずれかに該当するとき。
 - ア 行政手続法(平成5年法律第88号)第3条第2項の規定により同法第6章の規定は適用しないこととされたものであるとき。
 - イ 行政手続法第4条第4項の規定により同法第6章の規定は適用しないこととされたものであるとき。
 - ウ 行政手続法第39条第4項の規定により同条第1項の規定は適用しないこととされたものであるとき。
 - (5) 緊急を要するためパブリックコメント手続を実施することが困難であるとき。
 - (6) 軽微な修正又は改正に係るものであるとき。
 - (7) 審議会等においてパブリックコメント手続に準ずる手続を実施して策定した報告等に基づいて策定するものであるとき。
 - (8) 他の執行機関が既に策定している政策等と同じ政策等を定めるものであるとき。
 - (9) その他市長等が規則その他の規程で定める場合
- 4 市長等は、パブリックコメント手続を実施しないこととしたときは、その理由を公表するよう努めなければならない。

(政策提案)

第11条 市民は、市民5人以上の連署をもって政策提案をすることができる。

(意見の取扱い等)

第12条 市長等は、第8条各号(第6号を除く。)に規定する方法により提出された市民の意見を尊重しなければならない。

- 2 市長等は、第8条各号に規定する方法を実施し、又は方法が実施されたときは、その結果を速やかに公表しなければならない。

(審議会等)

第13条 市長等は、審議会等を設置しようとするときは、市民参加の趣旨を踏まえ、市民の多様な意見が反映されるよう努めなければならない。

- 2 市長等は、審議会等の委員を選任しようとするときは、公募による委員の比率、委員

の男女の比率その他の状況を勘案し、市民の多様な意見が反映されるよう努めなければならない。

(条例の検証)

第14条 市長等は、4年を超えない期間ごとに、この条例の施行状況を検証し、必要があると認めるときは、この条例の改正その他の適切な措置を講じなければならない。

2 市長等は、前項の検証をするときは、最も適切な市民参加の方法により市民の意見を聴かなければならない。

3 第1項の場合において、市長等は、必要があると認めたときは、学識経験者の意見を聴くものとする。

4 市長等は、第1項の規定により検証を行ったときは、検証の内容及び当該検証の内容に基づき講じようとする措置を公表しなければならない。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長等が規則その他の規程で定める。

附 則

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

2 この条例の施行後第14条の規定により最初に行う検証については、「4年を超えない期間ごと」とあるのは、「この条例の施行の日から3年以内」とする。